



創刊号・付録

平成 28 年度受験用(27 年度予算対応)

「**財政学**」レジュメ

STEP
1

財政学では何が出題されるのか？

財政学総論

財政学の学習のポイント

公務員試験において、財政学は短期集中と要領をつかむことによって、飛躍的に得点科目になる。

また、経済学との関連事項も多く含まれ、経済学を選択する方にとっては非常に優位な科目になる。財政法との関わり合いも強く暗記が必要な部分も多い。

全体構造

財政学は、3つの分野から出題される。

財政の三大機能

財政の持つ3つの機能として ①資源配分の調整機能 ②所得の再配分機能

③景気の調整機能が挙げられる。以下、そのおのおのについて解説する。

① 資源配分の調整機能

<公共財の供給>

資源配分は基本的には市場経済の役割である。しかし、市場経済では十分に供給できない（外交・防衛などの「公共財」）、もしくは市場経済では非効率にしか供給できない（医療、教育などの「準公共財」）財・サービスは存在する。このような財については、政府が財政活動の一環として供給する必要がある。

<外部効果>

また、財の供給が社会的に害をもたらす財については（公害などの「外部不経済」）、その財の供給に関して政府が何らかの介入をする必要がある。

<費用逓減産業>

加えて、独占的供給の方が効率的ではあるものの、そうすることによって市場で必要とされる量が供給されなくなる財（ガス・電力などの「費用逓減産業」の場合）については、政府がその供給を補助する必要がある。

② 所得の再配分機能

所得分配は市場経済を通して行われる。しかし、その配分は仮に効率的であったとしても、必ずしも公平であるとは限らない。かくして生じうる所得分配の不公平性を是正するために、政府は財政的手法を用いて所得の再配分を行っている。具体的には i 垂直的再配分 ii 水平的再配分 iii 異時点間再配分 iv 世代間再配分 といった手法である。

垂直的再配分とは、高所得者から低所得者への所得移転を指す。具体的に言えば、所得税・相続税における累進税率の適用がその例である。

水平的再配分とは、同じ所得層内での所得の再配分を指す。具体的に言えば、健康な人から病人への所得移転となる医療保険がその例である。

異時点間再配分とは、同じ人（同じ世代）についての異なる時点の間での所得

※計算問題はほとんど経済学と同じ問題になるが総合職、一般職は応用力が必要な問題も出題される。

B

POINT CHECK

ミクロ経済学との重複部分

◆市場の失敗

- (1) 公共財
- (2) 外部効果
- (3) 費用逓減産業
- (4) その他、一部不完全競争市場

POINT CHECK

所得再配分機能では、所得税や年金、所得格差などの考え方やジニ係数の計算問題が出題される。

移転を指す。具体的に言えば、現役時代に積み立てた金額の中から老後の年金が支払われる、積立方式の年金がその例である。

世代間再分配とは、異なる世代同士での所得移転を指す。具体的に言えば、現在の老人世代の年金の財源を現在の若い世代に依存する、賦課方式の年金がその例である。

累進所得税や社会保障制度などによって所得の再配分を行っている。更に政府は、相続税や贈与税などによって富の再配分も行っている。

③ 景気の調整機能

財政の景気調整機能とは、財政政策によって有効需要を調整し、景気循環を平準化させることによって、景気の安定・経済の安定的な成長を図る機能のことである。そのような財政政策には

i. 自動安定化装置(ビルト・イン・スタビライザー)

ii. 裁量的財政政策

の2種類がある。

自動安定化装置とは、予算及び税制の中に組み込まれ、自動的に景気安定化の働きをなすメカニズムのことである。この例としては、所得税や法人税における累進税率（好況期には税を多く徴収し、不況期には税を少なく徴収することを可能にする）や失業保険制度（不況期に支出が増えることで景気の更なる悪化を防ぐ）が挙げられる。

裁量的財政政策とは、不況期には公共投資の増加などの景気刺激策を採り、好況期には増税などの景気抑制策を採ることで有効需要を調節し、完全雇用の実現・経済の安定成長を図る政策のことである。

POINT CHECK

マクロ経済学との重複部分

◆マクロ・モデル

マクロ経済学でも扱った乗数を用いるマクロ・モデルの計算は財政学では頻出である。特に乗数を使った比較対照問題が出題される傾向が強い。

◆裁量的財政政策

- (1) IS-LM 分析
- (2) AD-AS 分析
- (3) 開放マクロモデル

STEP 2

市場に政府が介入する理由は？ 資源配分の調整機能

学習のポイント

ミクロ経済学の課題は効率的資源配分の達成だが、基本的には、アダム・スミスが提唱したように、市場は自由放任主義にしたがって、個々の経済主体が私利を追求できるような環境が最も望ましい。（消費者は効用最大化行動、生産者は利潤最大化行動）

しかし、市場の効率性には限界があり、市場の失敗が発生すると競争市場であっても効率的な資源配分が達成できない。

このような場合には政府が市場に介入する必要がある。

1 市場の失敗

完全競争市場であるにもかかわらず、効率的な資源配分が達成されない場合、または競争市場での供給が出来ない場合を「市場の失敗」という。

市場の失敗には以下の例がある。

- (1) 公共財（競争市場での供給ができない。）
- (2) 外部効果（競争市場であるにもかかわらず、厚生に損失が発生する。）
- (3) 費用逓減産業（競争市場で供給すると、厚生に損失を発生させる。）
- (4) 独占企業の存在（これは、市場の失敗の例ではないが、完全競争市場との比較対照の意味で出題される。）

2 公共財 （攻略！ミクロ経済学 P290～296 と重複）

公共財の定義

公共財とは**非排除性**と**非競合性**を同時に持つ財をいう。

<1>非排除性とは、財やサービスの消費から料金を支払わない人を排除できない、または著しく困難であること。費用を回収できないことから、私企業が営利ベースで供給することができない。

<2>非競合性とは、一般に共同消費性ともいい、複数の人が財やサービスを同時に一定量消費できること。

消費における競合性とは、ある人の消費によって、他の人の消費が減少することをいう。私的財においては、このような競合性が存在する。しかし、街路や堤防のもたらすサービスについては、このようなことはなく、利用者を増加させるのに必要な社会的限界費用はゼロなのである。

したがって、このような財については、人々の消費量は個人によって差がなく、すべて等しい。

A

POINT CHECK

公務員試験において、公共財の問題は、頻出中の頻出であり、どこを聞かれても答えられるようにしておこう。

AA

POINT CHECK

純粋公共財

公共財の中で、非排除性と非競合性が同時に、かつ完全に満たされた財である。警察や国防などがその例である。

POINT CHECK

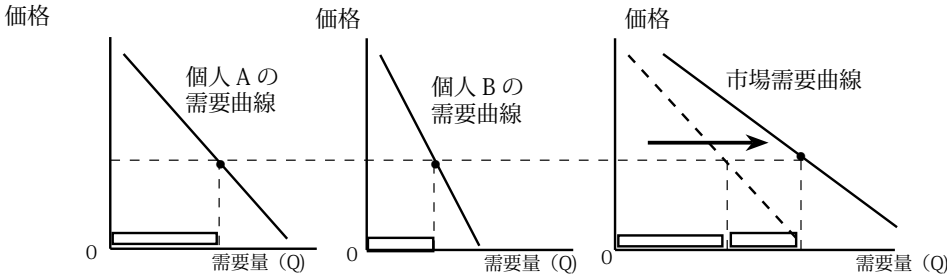
準公共財

公共財の中で、非競合性のみが満たされている財であり、プールや劇場など民間財も含まれる。

3 公共財の最適供給量

私的財の場合の需要曲線

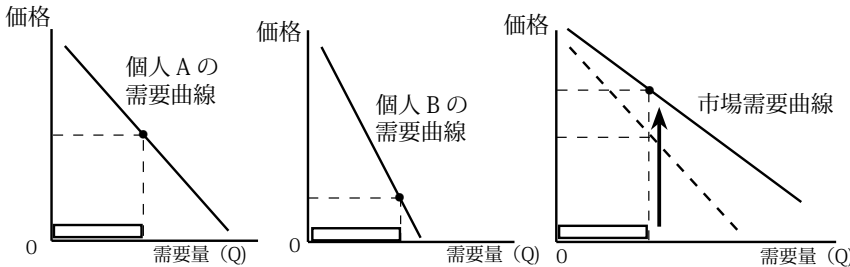
各個人の需要曲線を下記のように横に足しあわせたものが社会全体の需要曲線になり、社会全体の供給曲線との交点で均衡価格 p^* が決定される。



A

公共財の場合の需要曲線

各個人の需要曲線を上記のように縦に足しあわせたものが社会全体の需要曲線になり、社会全体の供給曲線との交点で最適供給量が決定される。



公共財の需要曲線は縦に足し合わされるために、私的財と比較すると過小に生産されていることが分かる。したがって、競争市場では供給されず、政府によって供給されることになる。

POINT CHECK

限界便益曲線

公共財の場合、市場需要曲線を導出した場合、私的財の場合のように「疑似の需要曲線」になる。この需要曲線は限界便益曲線という名称がある。(本試験では、「需要曲線」という名称でも出題される。)

4 リンダール均衡

公共財では、最適資源配分の議論できないが、リンダール均衡の議論では、応益原則にしたがって公共財に対して分担率を定め、家計ごとに異なる公共価格を定めることによって、各個人にとって最も望ましい供給量が決定されると考えられる。この議論には問題が多数存在する。

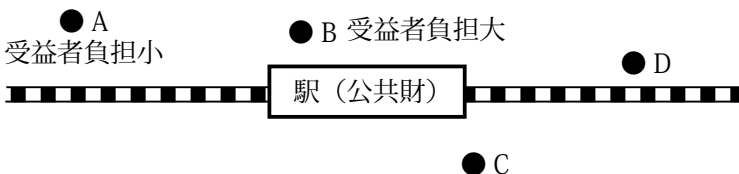
- (1) 事務手続きがたいへん困難になること。分担率が公共財への選好を指標に負担をすることによってたとえ低所得者でも高い選好を示せば高い分担率となること。
- (2) 公共財の選好を低く表明し、偽りの表明が先行されるという「ナッシュ均衡」が成立し、結局、公共財の供給量が過小になってしまう。
- (3) **フリーライダー** (ただ乗りする人) を許容している。といった内容である。

B

POINT CHECK

応益原則

受ける利益(受益)に応じて料金を徴収する手法



5 外部性 (攻略!ミクロ経済学 P297 ~ 306 と重複)

(1)外部性

ある経済主体の活動が、他の経済主体の活動に「無償」で有利な効果や不利な効果を与えることを外部効果という。

1つの事案として、住宅街に新しく電車が開通したときに、地域の商店街が活付き売上げを伸ばした場合、それは「外部経済」が機能したという。

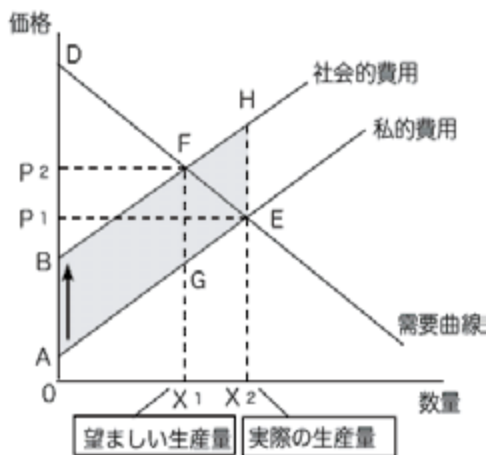
他方、電車が開通したことによって、騒音問題や交通の発達による大気汚染など公害がおこった場合、それは「外部不経済」が機能したという。

(2)外部不経済

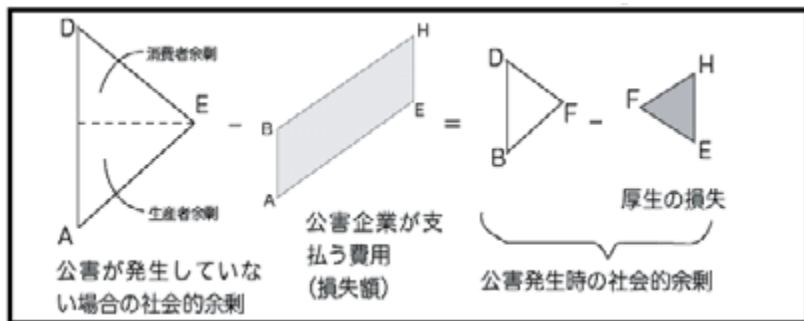
外部不経済が発生した場合、公害を発生させている企業は公害を除去する費用を含めない価格で販売する (P_1)。この場合、企業の費用は私的費用と呼ばれる。

しかし、社会全体では公害費用が必要なため、社会的費用にしたがった P_2 の価格が望ましいことになる。

実際の経済では、私的費用にしたがって過大な生産が行われる。



(3)外部不経済発生時の余剰分析



6 コースの定理

コースの定理とは、政府の市場介入に頼らずとも民間経済のみで外部不経済を解決することを説明している。

公害が発生した場合、公害発生企業に対して住民が生産量削減のための補償金を支払う場合と公害発生企業が生産量拡大のために住民に対し、賠償金を支払うという2つの手法を用いて最適な市場を達成させるプロセスである。

A

POINT CHECK

外部経済

外部経済の具体的例として、学校、病院、ボランティアなどがある。

POINT CHECK

ピグー的課税政策

外部不経済が発生した場合、ピグー的課税政策によって厚生損失を解消させる。

B

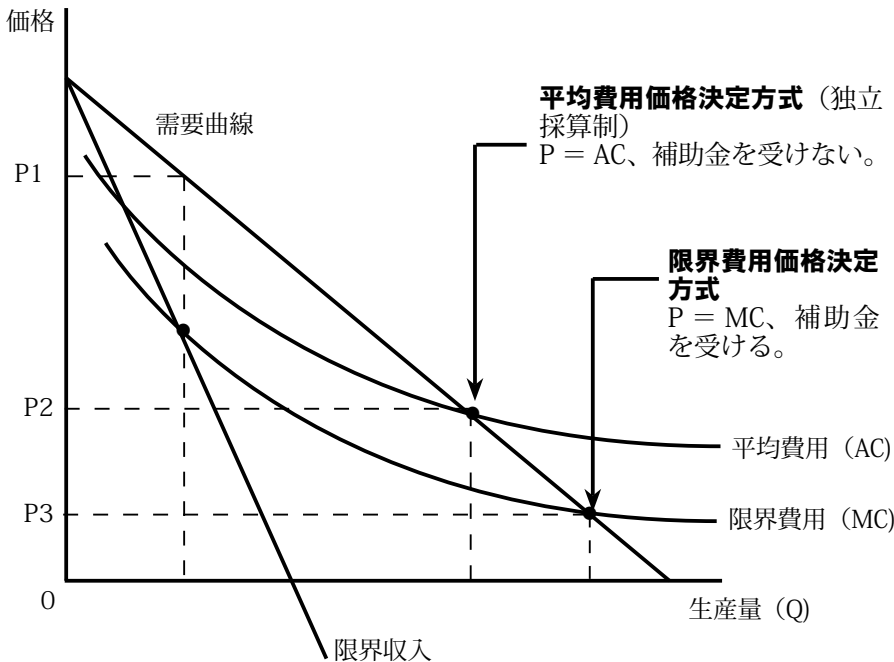
6 費用逕減産業 (攻略!ミクロ経済学 P307 ~ 314 と重複)

B

費用逕減産業は、技術的に大規模な生産を必要とする産業で、特に社会生活上、十分な供給量が必要とされるが、固定費用が総費用の大きな割合を占める産業である。また、資源配分上、一企業が大量に生産する方が好ましい産業で、公益事業となり、運輸・電力などが挙げられる。

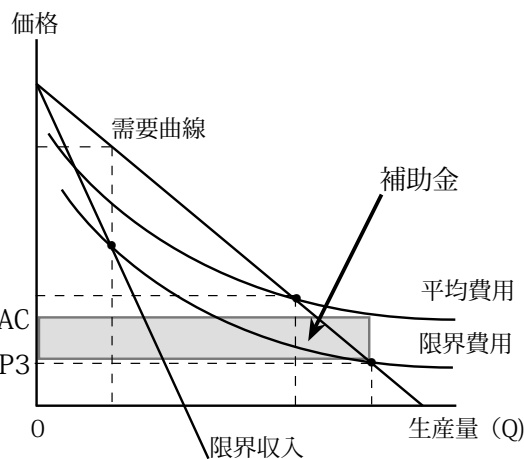
この産業が私企業に独占されるなら、価格は P_1 となり、供給の不足と厚生上の損失が生じる。

また完全競争で供給されるのならば、価格は P_3 となり負の利潤が発生するので、供給は行われない。そこで、価格の設定として、平均費用価格決定方式と限界費用価格決定方式があげられる。



限界費用価格決定方式は、限界費用と価格を一致させるもので、この方法によると、企業は採算が合わず、赤字を出してしまうことになる ($P_3 < AC$ により $価格 < 平均費用$)。

そこで、政府による補助金 (図の網掛け部分)、または、差別価格を設定することによりこの赤字分を補い、平均費用価格方式より、大きな供給量を確保することができ、効率的な資源配分を実現することが可能となる。



※価格は 1 個あたりの収入
 平均費用は 1 個あたりの費用
 もし、 P_3 の価格で販売すれば損失しか発生しない。網掛け部分の補助金によって、損失ゼロは実現できる。

POINT CHECK

限界費用価格形成

資源配分上、最も望ましい価格水準である。

しかし、その水準では損失しか計上されないため、どの企業も供給を行わない。

したがって、政府が介入し補助金などの政策を行う公益企業によって運営される。

STEP 3

公平な所得分配をめざす。

所得再分配機能

(攻略! マクロ経済学 P38 ~ 212 と重複)

学習のポイント

ビルトイン・スタビライザー(自動安定化装置)の機能を持つ所得税の累進課税制度や社会保障制度の必要性を考察し、本試験で頻出論点である「**限界税率**(t)」を含めたマクロ・モデルの計算ができるようになることが目標である。

その他、社会保障なども絡めた細かい知識も出題される傾向がある。

現代の高齢化社会において重要な意味をもつ**社会保障**は社会保険(年金保険と医療保険)と社会福祉(老人福祉と身体障害者福祉)であるが、それ以前(20世紀中葉まで)は失業保険と生活扶助が大きな役割を負っていた。大量の労働者が職を失う不況期には失業保険給付と生活扶助給付が行われ、資本主義経済の欠点をいくらか補う役割を果たした。

これらの財政制度は所得税制度と合わせて、マクロ経済上の効果として景気の過熱を抑制し、また不景気の深刻化を緩和する働きがあるのでビルトイン・スタビライザー(景気の自動安定化装置)と呼ばれている。

1 限界税率と乗数

限界税率が入った場合、国民所得はどのように決定するか。

$$Y = C + I + G$$

$$C = C_0 + c Y_d$$

$$Y_d = Y - T$$

$$T = t Y \quad \text{を用意する。}$$

整理すると、

$$Y = C_0 + c(Y - tY) + I + G \quad \dots \text{カッコをはずします。}$$

$$Y = C_0 + cY - ctY + I + G \quad \dots Y \text{でくくる。}$$

$$(1 - c + ct)Y = C_0 + I + G \quad \dots Y \text{ = の式に直す}$$

$$Y = \frac{1}{1 - c + ct} (C_0 + I + G) \quad \dots \text{限界税率が入った場合の国民所得の決定式}$$

← 一般職頻出

A

マクロ経済学

政府支出(財政)乗数

限界税率がない場合

$$\frac{1}{1 - c}$$

限界税率がある場合

$$\frac{1}{1 - c + ct}$$

租税乗数

限界税率がない場合

$$- \frac{c}{1 - c}$$

限界税率がある場合

$$- \frac{c}{1 - c + ct}$$

2 マスグレイブ＝ミラーの指標

マスグレイブ＝ミラーの指標（ α ）とは、有効需要の拡大が租税によってどのくらい抑制されるかを示したものである。

$$\alpha = 1 - \frac{\text{限界税率を考慮した乗数}}{\text{限界税率を考慮しない乗数}} = 1 - \frac{\frac{1}{1-c+ct}}{\frac{1}{1-c}} = 1 - \frac{1-c}{1-c+ct}$$

3 直接税と間接税

直接税とは、納税義務者と納税負担者が同一の課税方式であり、所得税、法人税、相続税などがあげられる。また、**間接税**とは、納税義務者と納税負担者が異なる場合である。消費税、酒税などがあげられる。

長所と短所

税負担能力が高いほど、重い税を負担するべき。

| | 直接税 | 間接税 |
|--------------|----------------|---------------------|
| 垂直的公平 | ○ 高所得者に重い課税 | × 税負担が逆進的 |
| 水平的公平 | × 「クロヨン問題」 | ○ 同じ消費の大きさは同じ税負担 |

等しい負担能力であれば、等しい税を負担するべき。

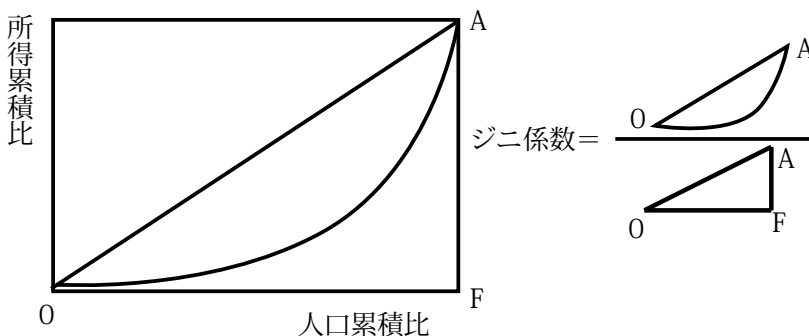
その他、所得税などの直接税に関する短所

- (1) 税負担が働き盛りの層に偏る（世代間の公平に欠ける）。
- (2) 勤労意欲を損なう。
- (3) 景気に左右されやすい。

4 ローレンツ曲線

ローレンツ曲線は、所得分配がどのくらい公平であることを考察するためのツールである。完全に平等ならば対角線に一致し、対角線から離れるほど不平等になる。この離れる度合いをジニ係数が用いられる。

ジニ係数は完全に平等の場合がゼロ、完全に不平等の場合は1になる。



C

通常は、計算問題として出題される。

A

クロヨン問題

現行の所得税制度では、税務当局に捕捉率に差が生じている。サラリーマンなどの給与所得者は9割、自営業者は6割、農業などは4割くらいしか把握できないため、水平的公平を損なっている。

B

1人の支配者が全所得を受け取ると分母と分子が同じ面積になるためにジニ係数は1になる。

例題-1

国民所得が消費、投資、政府支出からなる経済において、マクロ経済モデルが次式で示されています。このとき、税収が所得の変化に依存する場合における所得の変動が、税収が所得の変化に対して独立の場合における所得の変動に対し、乗数効果がビルトイン・スタビライザーの働きにより減殺される割合として、正しいものはどれですか。

$$Y = C + I + G$$

$$C = 20 + 0.8(Y - T)$$

$$T = 30 + 0.25Y$$

Y：国民所得 G：政府支出
C：消費 T：租税
I：投資

1. 20% 2. 30% 3. 40% 4. 50%

(東京都I類 改題)

マスグレイブ＝ミラーの指標を用います。

$$\Delta Y = 1 - \frac{\text{税収が所得に依存する場合の乗数}}{\text{税収が所得に独立の場合の乗数}}$$

$$\Delta Y = 1 - \frac{\frac{1}{1 - c(1 - t)}}{\frac{1}{1 - c}}$$

ここで、 $c = 0.8$ 、 $t = 0.25$ を代入します。

$$\Delta Y = 1 - \frac{\frac{1}{1 - 0.8(1 - 0.25)}}{\frac{1}{1 - 0.8}} = 1 - \frac{2.5}{5} = \frac{1}{2}$$

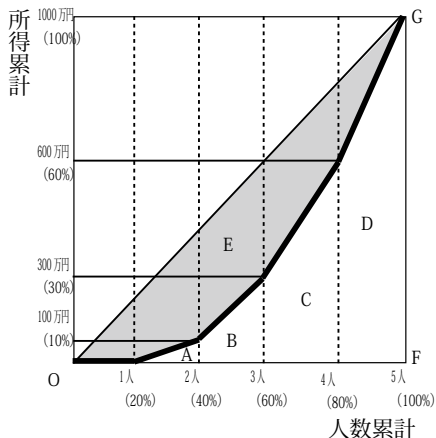
ビルトイン・スタビライザーとして所得税（ t ）の働きによって、乗数効果が50%減殺させます。したがって、4が正解です。

例題-2

ある経済は5つの家計で構成されています。5つの家計の所得はそれぞれ0円、100万円、300万円、400万円です。この経済のジニ係数はいくらになりますか。

1. $\frac{1}{5}$ 2. $\frac{2}{5}$ 3. $\frac{3}{5}$ 4. $\frac{4}{5}$ 5. 1

(旧国家II種 改題)



まず、簡単なグラフを用意し1%を「1」としてA～Dの面積を求めます。

A: $10 \times 20 \div 2 = 100$

B: $(10 + 30) \times 20 \div 2 = 400$

C: $(30 + 60) \times 20 \div 2 = 900$

D: $(60 + 100) \times 20 \div 2 = 1600$

Eの面積 = 三角形OFG - (A + B + C + D)
 $= (100 \times 100 \div 2) - (100 + 400 + 900 + 1600) = 2000$

$$\text{ジニ係数} = \frac{\text{Eの面積}}{\text{三角形OFG}} = \frac{2000}{5000} = \frac{2}{5}$$

したがって、2が正解です。

B～Dの台形の面積は、(上辺+下辺) × 高さ ÷ 2で行っています。

例題－3

ある国のマクロ経済において、

$$Y = C + I + G$$

$$C = 0.8Y$$

$$I = 60 - r$$

$$G = 20$$

$$\frac{M}{P} = Y - 2r$$

$$M = 330$$

$$P = 1$$

C：消費 I：投資 Y：国民所得
 G：政府支出 r：利子率
 M：マネーサプライ
 P：物価水準

政府が政府支出を増加して34にしたとき、クラウディング・アウトされる民間投資はいくらになりますか。（完全雇用国民所得の水準は無視します。）

1. 5 2. 10 3. 15 4. 20

(地方上級 改題)

政府支出を20のときの利子率

財市場

$$Y = C + I + G \quad \dots ①$$

$$C = 0.8Y \quad \dots ②$$

$$I = 60 - r \quad \dots ③$$

$$G = 20 \quad \dots ④$$

貨幣市場

$$\frac{M}{P} = Y - 2r \quad \dots ⑤$$

$$M = 330 \quad \dots ⑥$$

$$P = 1 \quad \dots ⑦$$

⑤に⑥～⑦を代入し、整理します。

①に②～③を①に代入し、整理します。
 IS 曲線
 $Y = 0.8Y + 60 - r + 20$
 $0.2Y = 80 - r$ (IS 曲線)

LM 曲線
 $330 = Y - 2r$
 $Y = 2r + 330$ (LM 曲線)

連立方程式

$$\begin{cases} 0.2Y = 80 - r & \text{(IS 曲線)} \\ Y = 2r + 330 & \text{(LM 曲線)} \end{cases}$$

rを求めるためにYを消去します。

$$\begin{cases} 5r = -Y + 400 & \text{(IS 曲線)} \\ 2r = Y - 330 & \text{(LM 曲線)} \end{cases}$$

$$7r = 70$$

$$r = 10$$

投資関数
に代入

投資関数

$$I = 60 - r$$

$$I = 60 - 10$$

$$I = 50$$

政府支出を34にしたときの利子率

財市場

$$Y = C + I + G \quad \dots ①$$

$$C = 0.8Y \quad \dots ②$$

$$I = 60 - r \quad \dots ③$$

$$G = 34 \quad \dots ④$$

貨幣市場

$$\frac{M}{P} = Y - 2r \quad \dots ⑤$$

$$M = 330 \quad \dots ⑥$$

$$P = 1 \quad \dots ⑦$$

IS 曲線
 $Y = 0.8Y + 60 - r + 34$
 $0.2Y = 94 - r$

LM 曲線
 $Y = 2r + 330$ (LM 曲線)

連立方程式

$$\begin{cases} 0.2Y = 94 - r & \text{(IS 曲線)} \\ Y = 2r + 330 & \text{(LM 曲線)} \end{cases}$$

rを求めるためにYを消去します。

$$\begin{cases} 5r = -Y + 470 & \text{(IS 曲線)} \\ 2r = Y - 330 & \text{(LM 曲線)} \end{cases}$$

$$7r = 140$$

$$r = 20$$

投資関数
に代入

投資関数

$$I = 60 - r$$

$$I = 60 - 20$$

$$I = 40$$

民間投資が政府支出の増加にともなうクラウディング・アウトによって10小さくなっていることがわかります。したがって、2が正解になります。

STEP
4

自由主義か政府が介入すべきか？

租税原則

学習のポイント

アダム・スミスの主張は、自由主義が根底にあり、租税原則に関しても政府の肥大を度外視した（小さな政府）ものとなっている。そのため利益説にしたがった原則になる。

一方、**ワグナー**の義務説は政府の積極介入（大きな政府）が基本にある。そのため、応能原則にしたがった租税のシステムを主張する。

1 租税原則

租税原則とは、政府が課税に当たって依拠しなければならない原則である。その中心をなすのは租税の負担配分の原則である。後の資本主義経済の発展に応じて他の様々な原則が追加された。A. スミスの**租税4原則**からA. ワグナーの**租税9原則**への変化は、その事情を物語っている。

資本主義経済のシステムに最低限必要な租税原則についてまとめたのがA. スミスの租税4原則であり、それが租税原則の原形である。この4原則は、さらに大きく括ると租税の負担配分基準と税務行政基準に分けることが出来る。

後に19世紀から20世紀初頭にかけて市場経済の矛盾が顕在化し、**国家の社会的政策的役割が重要になってきた**。このような状況の変化に対応して、新たな課税基準を設けたのがA. ワグナーである。ワグナーの租税基準は9つの基準に分けることが出来る。それをさらに大きく括ると4つの大基準に分けることが出来る。租税の負担配分基準・税務行政基準の他に新たに加わった大基準は、税収確保を重視するための国庫基準と国民経済の発展への調和を求める経済基準である。これらは市場経済に対する国家のより積極的な介入に対応して作られた。

1 A. スミスの財政論

『国富論』（The Wealth of Nations, 1776）第4編であらわされ、自由主義経済学とともに19世紀イギリス資本主義の世界市場的拡大に貢献した。その後、国家政策からは一旦排除されて納税者が納税額を渋るときの大義名分としてのみ命脈を保っていたが、今日では新自由主義経済思想の復活とともに新たな形で蘇っている。

i) 「安価な政府」(夜警国家思想)

国家の活動は必要最低限（司法、国防、公共事業）に留められるのが望ましいという考えにもとづく。

ii) 租税4原則

公平……所得に応じて税金を払うべきとする

明確……租税の支払時期、支払方法、金額、用途が明白でなければならない

便宜……租税は国民にとって最も都合の良い時期、方法で徴収されるべきものとする

徴税費最小……租税を徴収するために掛ける費用は最小であるべきとした

A

※スミスの考え方は、「自由主義」「利益説」とも説明され、**応益原則**が背景にある。

2 A. ワグナーの財政論

19世紀後半のドイツ・ビスマルク帝国で採用され、20世紀に入ってどの国も行政国家化して肥大化するとともに主要先進国ではどの国でも採用されるようになった。

i) 国家社会主義…福祉国家的政策 (財産所得分配機能を有する国家)

ii) 租税9原則

- (I) 財政政策上の原則
 - 1. 収入の充分なるべきこと (十分性の原則)
 - 2. 収入の可動的なること (可動性)
- (II) 国民経済上の原則
 - 3. 税源の選択を誤らないこと
 - 4. 租税の選択を誤らないこと
- (III) 公正の原則
 - 5. 負担の普遍性 (例外は認めない)
 - 6. 負担の公平性 (平等に負担: 累進課税)
- (IV) 税務行政上の原則
 - 7. 課税基準の明確なるべきこと
 - 8. 納税者の便宜を図ること
 - 9. 徴税費を少なくすること (費用最小の原則)

A

※ワグナーの考え方は、「納税の義務説」と言われ、**応能原則**が背景にあることから累進課税などが導出される。

※国民経済上の原則の背景には、租税が国民経済の発展を阻害しないことがあげられる。

2 経費に関する論点

経費膨張の法則

財政経費は、歴史的に見て経済発展とともに、絶対額としても相対額としても(対GDP)、国家活動の拡充のため増大する傾向がある。

1 ピーコック = ワイズマンの転位効果

イギリスの政府支出の長期的すう勢(1890-1955年)に関する経費膨張のプロセスの説明 ⇒戦争によって経費が膨張すると、**戦争が終わっても経費水準は元の水準に戻ることなく高水準が維持されるというプロセスが繰り返される。(経費膨張の原則: ワグナー)**

2 R. A. マスグレイブによる整理(マイクロとマクロを同時に援用: マスグレイブの租税原則)

- i) 公共財の性質の説明
 - 非競合性 (共同消費)、非排除性 (排除不可能性)
- ii) 財政の機能 (公共部門の3つの機能)
 - 資源配分、所得再分配、経済安定化
 - ⇒社会的欲求、価値欲求などの概念によって財政を理論化
 - 租税と財政政策の関係、市場経済の介入を最小にすべき。**
- iii) 租税の公平・中立・簡素
 - この三原則は、実現に近づけば近づくほど望ましいものとされるのであるが、実際には相互に対立しあう面もある。

3 ブキャナンによる批判

i) 公共選択学派: 財政における意思決定を重要視し、代議制民主主義のもとでは、**政治家は有権者の支持を得るために予算獲得を目指すという政治過程の役割**を重視した。

C

POINT CHECK

ケインズ派の財政論

i) 裁量的財政政策 (フィiscal・ポリシー)
不況時の拡張的財政政策の有効性を主張

←政府の失敗

政府の介入が必ずしも有効に作用するということではなく、タイムラグなどを引き起こし失敗する可能性もある。

STEP
5公債の負担は将来に転嫁するか？
公債負担論争

学習のポイント

バブル崩壊後のわが国の財政は非常に逼迫状態にある。経常的な経費を国債の発行によりカバーしているのが現実である。そこで、国債のようないわゆる借金
の負担が将来の世代に転嫁されてしまうかどうかを検討しなければならない。

1 公債の負担をめぐる議論

アダム・スミス

公債の発行は、課税の同じ効果を持つことによって、将来の
世代に負担を転嫁しないと主張する。

リカード

公債と租税では、経済効果に差異はないと主張する（リカードの等価定理）。

これは、公債の償還が発行時と同じ世代で行われる場合、将来の増税に備えて消費を減らし、貯蓄が増大するものと考えられ、現時点での増税とまったく同じ効果であると考えられる。

バロー

公債発行は、増税と同じで将来への負担の転嫁にはならない。政府の公債発行政策に対して、現在世代の人々はその経済効果を合理的に期待形成し、将来の償還時点における増税を見込んで貯蓄を増加させる（資産を残す）ので、現在の総需要拡大効果は相殺され、負担が将来世代に転嫁されることはない。

（もともと古典派経済学の巨匠であるD・リカードが1820年発表の論文の中で、将来の公債償還のための増税額は現在価値に直せば現在の増税と同じことであるという等価定理を述べていたので、これをバローが1970年代に発掘紹介敷衍し、リカード＝バローの中立命題と呼ばれる。）

ラーナー

公債発行は、将来世代への負担の転嫁にはならない。⇒公債発行によって、民間が保有する資源の一部が民間から政府に移転するが、一国全体としての資源の量は不変である。将来の償還時において増税がなされても、納税者の税金が政府を経由して公債保有者の手に渡るだけ（所得移転）なので、一国全体としての資源の量は変わらず、将来世代への負担の転嫁は生じない（内国債の場合）。

* 国外で発行される外国債の場合には、公債の発行は将来への負担の転嫁となる

AA

←財政学では、頻出中の頻出問題。キーワードで覚えよう。

合格者アドバイス

←リカードとバローの相違点はよく出る。

ブキャナン

公債発行は、将来世代への負担の転嫁となる。公債発行は、発行時点においては、現在世代が**自発的に公債**を購入する限り効用は低下せず、資産の減少という負担は生じない。しかし、将来の償還時点においては、償還財源分だけ**税が強制的に徴収されることになり**将来の納税者の負担が増大する。つまり、将来世代への負担の転嫁が生じる。

ボーエン＝デー
ビス＝コップ

公債発行は、将来世代への負担の転嫁となる。公債が発行されると、**現在世代**は保有している公債を将来世代に売ることによって、現在世代の消費量を一定に保つことができる。しかし、将来時点において公債の償還が増税によって賄われると、公債を保有していない**将来世代の消費量**は可処分所得の減少によって低下する。すなわち、公債発行の将来世代への負担の転嫁となる。

モディリアーニ

完全雇用時の公債発行は、将来への負担の転嫁となる。公債が、完全雇用の状態の下で発行されることによって、民間の投資が抑制（＝クラウディングアウト）され、したがって資本蓄積が抑制されるため、将来の生産力の低下を招く。このため、公債発行は将来への負担の転嫁となる。
（* **ただし不完全雇用状態の場合にはその限りではなく、公債発行は妥当と考える。**）
【通説－日本政府の立場】

STEP 6

日本政府の財布はどうなっているの？ 財政のしくみ

学習のポイント

予算原則や予算制度には出題にムラがあり、社会科学の知識と常識でおおよそ解答できる場合も多い。しかし、この分野における頻出分野はやはり日本の財政事情である。数値などは出やすいものはまる覚えの覚悟で挑もう。

1 財政制度

財政制度

財政運営のための制度は、予算の編成・議決・執行・決算を軸として形成されている。

(1) **予算原則**は、以下の五つに集約されている。

- ① **事前議決の原則** (予算執行以前にあらかじめ国会の議決を受けること、憲法83条、**例外は暫定予算**)
- ② **総計予算の原則** (政府の歳入と歳出は全額予算に計上すること、財政法14条)
- ③ **公開報告義務** (内閣が少なくとも毎年1回、政府の財政事情を国会および国民に報告すること。憲法91条)
- ④ **単年度主義** (予算は会計年度ごとに作成する、憲法86条。**例外は継続費、**財政法14条の2と**国庫債務負担行為**)
- ⑤ **会計年度独立の原則** (ある会計年度の歳出は当該会計年度の歳入で賄わなければならない、財政法12条。**例外は繰越明許費、**財政法14条の3。年度途中に補正予算が組まれることも多い。)

(2) **予算制度－予算は会計年度** (4/1～3/31) ごとに作成して国会に提出し、議決を受ける。

★**一般会計予算** (社会保障、教育、防衛、公共事業など)

平成27年度 予算(一般会計)

(単位
億円)

| 歳入 | 26年度予算 (当初) | 27年度予算 | 歳出 | 26年度予算 (当初) | 27年度予算 |
|--------|----------------|---------|-----------------|----------------|---------|
| 税収 | 500,010 | 545,250 | 国債費 | 232,702 | 234,507 |
| その他の収入 | 46,313 | 49,450 | 基礎的財政収 支対象経費 | | |
| 公債金 | 412,500 | 368,630 | 社会保障関係費 | 305,266 | 315,297 |
| 内訳: | | ※5年連続減 | 地方交付税交付金等 | 161,424 | 155,357 |
| 4条国債 | 60,020 | 60,030 | | | |
| 特例国債 | 352,480 | 308,600 | | | |
| | 958,823 | 963,420 | | 958,823 | 963,420 |

※**税収は9%増で歳入の56.5%を占める。**

23年度以降5年度連続で増加。

※歳入では「公債金」、歳出では「国債費」を用います。

C

← 定義と例外が
シャッフルして出さ
れます。

B

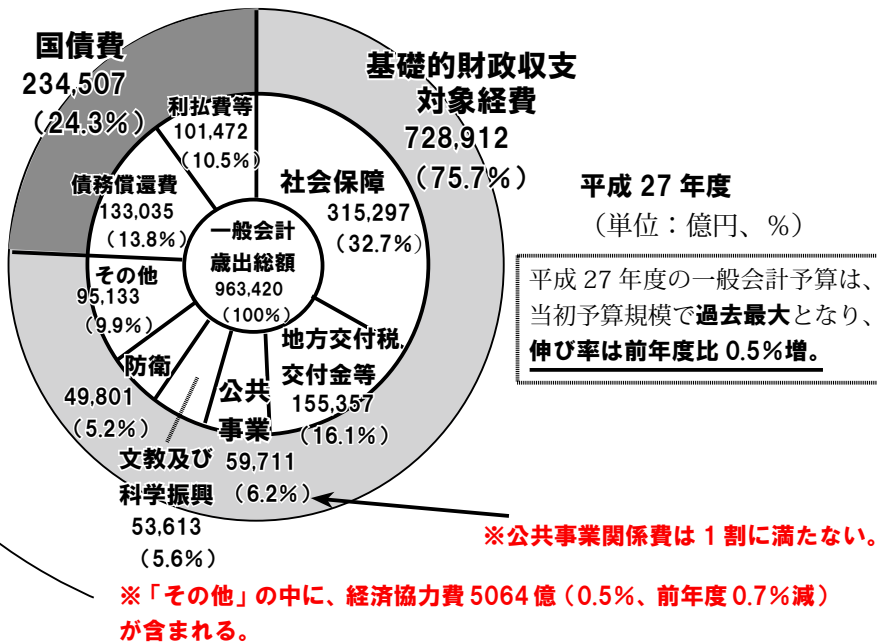
暗記数値

27年度
一般会計予算
96兆3420億円
うち基礎的財政収支対象経費
72兆8912億円
※0.4%増

(国債費の一般会計に占める割合は24.3%、また発行額は36兆8630億円で公債依存度は**38.3%**) ちなみに26年度の公債依存度は43.0%

★ 一般会計予算における歳出

政府が一般会計において、何にどれだけのお金を使っているかを表します。



平成 27 年度の一般会計予算は、当初予算規模で過去最大となり、伸び率は前年度比 0.5% 増。

POINT CHECK

基礎的財政収支対象経費の多い順。

- 1 位 社会保障関係費
- 2 位 地方交付税交付金等
- 3 位 公共事業関係費
- 4 位 文教および科学振興関係費

※会計年度開始時期は、ドイツ、フランスが 1 月から、日本と英国が 4 月、アメリカは 10 月である。

基礎的財政収支 (プライマリー・バランス) は、▲ 13.4 兆円。

内訳：(公債金を除く歳入) 594,790 - (基礎的財政収支対象経費) 728,912 = - 134,122

☆平成 27 年度復興特別会計予算

東日本大震災復興特別会計に 3 兆 9087 億円を計上した。

★特別会計予算

財政法上、国が特定の事業を行う際に、その財源として、特定の歳入をもって特定の歳出にあて、一般会計とは異なる経理を行っている。これを特別会計といい、平成 27 年度には森林保険特別会計を廃止するので、特別会計の数は 14 にする予定である。特別会計は一般会計に比べ透明性が低いことから無駄な支出が起きやすいことが指摘され、2008 年には 21 あったが、減少していった。具体的には、以下の財務省のページにアクセスしてください。

https://www.mof.go.jp/budget/topics/special_account/

★政府関係機関予算

政府関係機関とは、特別の法律によって設立された法人で、その資本金が全額政府出資であり、予算について国会の議決を必要とする機関を意味し、以下の 4 機関がこれに該当する。企業の経営で能率を上げることが一般会計と切り離す目的となっている。

- 構成) 沖縄振興開発金融公庫
 株式会社 日本政策金融公庫
 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門
 株式会社 国際協力銀行

C

POINT CHECK

- 3 つの予算の間に相互に財源繰り入れあり。
- すべて国会の審議・議決を経ることを要する。
- 予算規模が最大なのは特別会計。

★本予算、暫定予算、補正予算

本予算・・・年度が始まる前に成立する予算（当初予算）

暫定予算・・・新年度開始までに本予算が成立していないとき（予算編成の遅れ、長引く国会審議など）、暫定的に組まれる予算（国会の議決が必要）

補正予算・・・実行の段階で、当初の本予算どおりの執行が困難になったとき（社会・経済情勢の変化などによる）、新たな経費の追加など内容の変更が必要となる場合に編成される予算（国会の議決が必要）

★予算過程

内閣が編成した予算 ⇒ 国会 ⇒ 内閣 ⇒ 各省庁 ⇒ 執行
 提出 議決 配賦
 通知

<国会における予算審議>

衆議院の予算先議権（衆議院がまず先） ⇒ 参議院 ⇒ 予算成立
 可決 可決

* 参議院が予算案を衆議院からさかのぼって30日以内に議決しないときは予算は自然成立する。

★予算の内容

政府が国会に提出する予算の内容は以下の5つで構成される。

- (1) 予算総則：統括的な事項 (2) 歳入・歳出予算：予算の本体である。
 (3) **繰越明許費**：会計年度独立の原則の例外、諸事情により当該会計年度内で支出が終わらない見込みがある経費について国会の議決を経て翌年へ繰り越す。(4) **継続費**：単年度の原則の例外、完成まで複数の会計年度を要する事業について5年を限度として総費用額と年度割額を計上する。(5) **国庫債務負担行為**：単年度の原則の例外、契約の締結は当該年度だが、支出が翌会計年度になるような場合、国会の議決が必要となる。

2 国債発行

①国債の種類

- 短期国債（償還期限1年以内）短期国債と政府短期証券がある。
 短期国債（1年）、政府短期証券（2か月、3か月、6か月、1年）
 - 中期国債（償還期限2年、5年）
 - 長期国債（償還期限10年程度）10年利付国債－国債の中でも、発行残高では最大のシェア。
 - 超長期国債（15年、20年、30年、40年）
- ☆個人向け国債（10年、5年、3年）平成24年から、復興資金を一般から公募しやすいうようにすべて復興債として発行。

②国債の発行方式

従来、国債募集引受団（シンジケート団：市中金融機関及び証券会社等から構成）の引受けによる発行が行われていたが、平成17年に廃止。平成18年からすべて**公募入札方式**（多数の応募者に対して、国債の発行条件を入札に付し、その応募状況に基づいて発行条件、発行額を定める。）で行っている。

◎販売方法：従来、郵便局のみに認められた募集取扱いを平成19年の日本郵政公社民営化に伴って、民間金融機関にも拡大した「**新型窓口販売方式**」。

③公債金収入

国債発行による収入の使途・・・公共事業費、出資金、貸付金（建設公債）、赤字補填（ただし、将来世代にも便益がもたらされるような使いみちの方が優先される）

建設国債（4条国債）・・・財政法第4条：公共事業費、出資金および貸付金の財源に充てる場合にのみ、国債を発行できる。（この規定により発行される国債。）

赤字国債（特例国債）・・・財政特例法に基づき、公共事業費等以外に充てる資金を調達することを目的として発行される国債（特例公債ともいう）

④日本の公債政策の流れ

- 1965（昭和40）年：歳入補てん債発行，公債政策の始まり。翌年から毎年、今日にいたるまで例外なく建設国債を発行している。
- 1975年（昭和50）以降～15年にわたり特例国債発行
- 1990-93年（特例公債は発行されず）
⇒ 1990年度予算、特例公債依存からの脱却
- 1994年度以降（特例公債大量発行）

公債依存度・・・国債収入の一般会計に占める割合 戦後最高
 20年度：30.5%、21年度：37.6%、**22年度：48.0%**、23年度：47.9%、
 24年度：47.6%、25年度：46.3%、26年度：43.0%

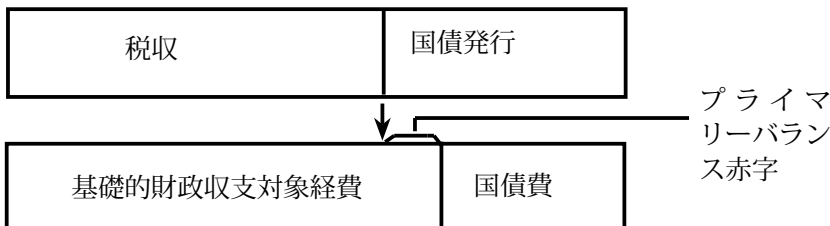
| | | |
|---------------|-----------|-------------------------------|
| 平成27年度公債発行予定額 | 36兆8630億円 | ←前年度発行予定額より43,870億円減 |
| 平成27年度予算公債依存度 | 38.3% | |
| 平成27年度末公債発行残高 | 810兆円程度 | 地方を合わせた長期債務残高は1040兆円程度（27年度末） |

3 プライマリーバランス

プライマリーバランスは、基礎的な財政状態を示す指標の1つとして用いられる。国債発行などの借金を除いた歳入（税収・税外収入）と過去の借金の元利払いを除いた歳出の差を表したものになる。

これは、言い換えれば、自分の稼ぎよりもお金を使っているかどうかを計る物差しである。これが均衡していれば、理屈上は新たな借金はすべて過去の借金返済に使われ、政府の借金残高が雪だるま式に膨らむのを抑えることができるとされており、現在、わが国はこのプライマリーバランスの黒字化を目指している。

プライマリーバランスの計算



B

キーポイント

※平成2年から4年間は特例国債は発行されなかった。

※国債発行額は平成23年度以降、5年度連続して減少している。

※公債依存度は50%を超えたことはなく、また、平成3年には1ケタ台まで低下した。

B

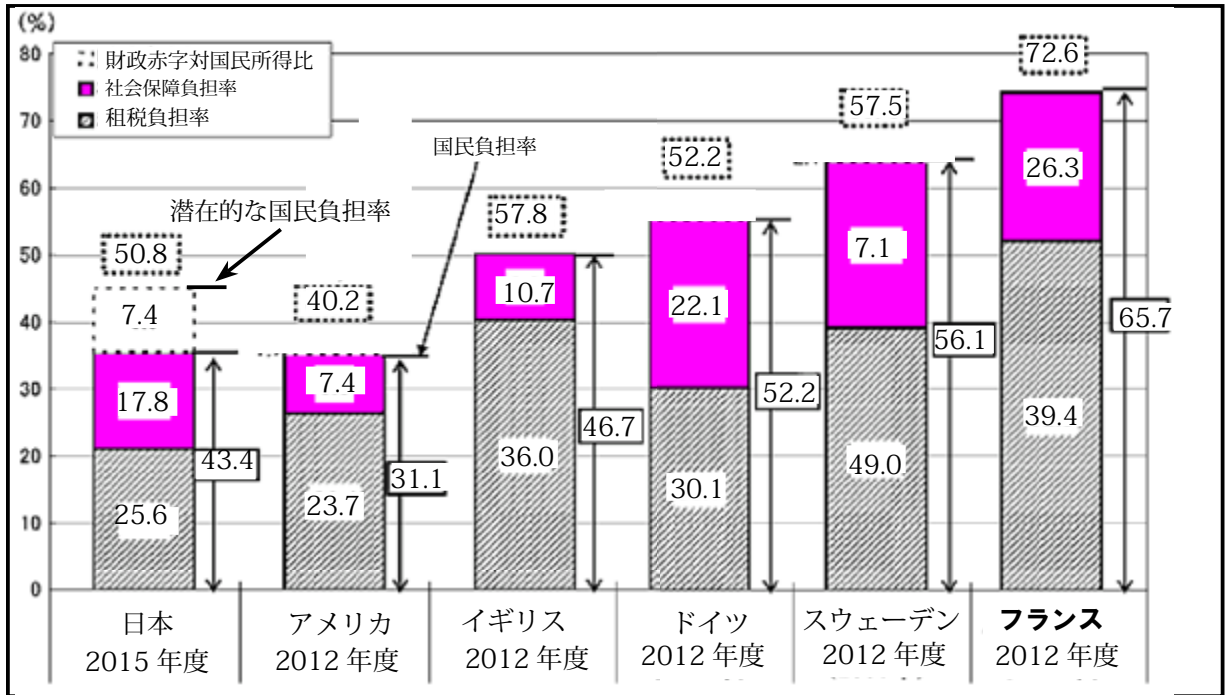
※2015年「経済財政運営と改革の基本方針2015」によれば、2020年に黒字化を目指している。

4 国民負担率

B

| | |
|-------------|-------|
| 平成27年度国民負担率 | 43.4% |
| (内訳) | |
| 租税負担率 | 25.6% |
| 社会保障負担率 | 17.8% |

国民負担率は、租税や社会保険などの支払いの比率を示しており、国民の経済的な負担の度合いを測る。



国民負担率の各国比較

日本はアメリカ (31.1%) より高い。またヨーロッパ先進国は 50% 付近の国が多く、特にフランスが高くなっている。従来、スウェーデンは非常に高いので試験では判断が容易となっていたが、最近ではフランスが抜いている。(日本は、43.4% であるが、**財政赤字を含めた潜在的国民負担率は 50.8%**となる)

他の国も参考にしたいければ下記の財務省にアクセス (2012 年度版)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/020.htm

B

5 直間比率

POINT CHECK

主に試験では、国当て問題として出題される。

| | 直接税 | 間接税 |
|------|-----|-----|
| 日本 | 70% | 30% |
| アメリカ | 77% | 23% |
| イギリス | 57% | 43% |
| ドイツ | 52% | 48% |
| フランス | 54% | 46% |

直間比率…国税に占める直接税と間接税の比率 (平成 24 年度)

※所得税の累進課税税率については、攻略マクロ P105 参照

平成 27 年度の日本の直間比率 (国税 + 地方税) は、66.4 : 33.6

主要先進国の直間についての特徴

日本は直接税が大きくアメリカに次いで 2 位である。しかし、アメリカのように直接税だけが著しく大きいというわけではなくなった。

また、フランスは付加価値税発祥の地でもあり、間接税の割合が高い国として有名だが、現在はドイツと差がなく直接税も大きくなっている。

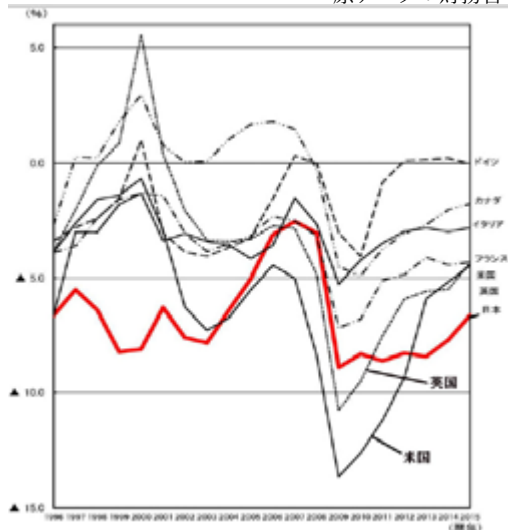
イギリスはやや直接税が高い国としてマークしておくとうい。

6 各国の財政事情

B

財政収支の国際比較（対GDP比）

原データ：財務省

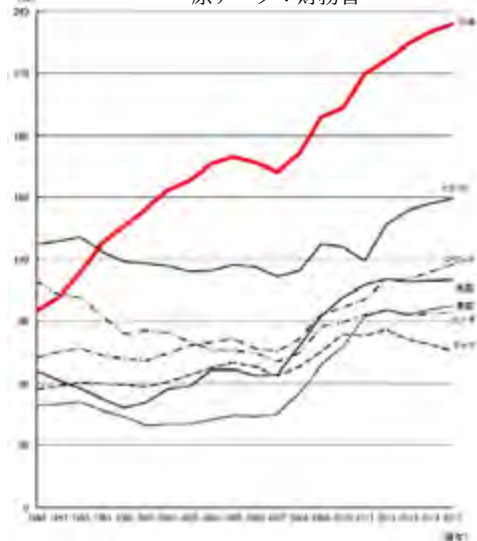


ポイント

- ①バブル崩壊以降赤字続き。
- ②00～07年まで改善方向へ。
- ③13年～最悪へ。

債務残高の国際比較（対GDP比）

原データ：財務省



ポイント

- ①バブル崩壊以降、急速に悪化。
- ②99年より、**イタリア**より悪化。

B

7 財政投融资（第二の予算）

財政投融资計画

平成 27 年度 財政投融资計画 14.6 兆円

前年度 16.2 兆円から大幅減

財政投融资とは、NTT 株式配当、財投債の発行を原資として、特殊法人等の財投機関に対して有償資金を供給し、それを財源に統一的に運用し、投資や融資をする活動のことをいう。民間では実施困難な大規模プロジェクトや資金提供などに活用することができる。

(1)原資

- ・資金運用部資金：郵便貯金、厚生年金・国民年金の積立金などから預託を受けていたが、平成 13 年 3 月をもって廃止された。
- ・**財政融資**：資金は**財投債**を発行して金融市場で調達する。**財投債は国債の一部**とみなされる。
- ・**産業投資**：NTT 株、JT 株などの配当金などを原資。
- ・**政府保証**：政府関係機関、独立行政法人などが金融市場で発行する債券や借入れを対象に政府が元利払いを保証する。

(2)対象

国が特定の事業に関与する場合、無償資金（予算組み入れ）と有償資金（財政投融资）に性格によって使い分ける。

例えば、中小企業支援において、信用力や担保力がなく資金供給が確保できない場合など財政投融资が活用される。

財政投融资使途分類（財務省）

https://www.mof.go.jp/filp/reference/management_report/za076k.htm

STEP 7

どのような税金が望ましいか？

租税のしくみ

学習のポイント

租税に関しては細かい部分も出題されることがある。全体構造を中心に押さえ特に間接税の計算などはグラフを援用して理解を深めること。

1 租税の分類

租税体系

①直接税と間接税

○**直接税**：法律上の納税義務者と、最終的に税を負担することを立法者が予定している者（担税者）とが一致する税（所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税など）

○**間接税**：法律上の納税義務者と、最終的に税を負担することを立法者が予定している者とが一致しない税（税の価格への転嫁が可能。消費税、酒税、たばこ税など）

* 税の**転嫁**：生産から消費の段階へ税負担が転嫁→**前転**
消費から生産の段階へ税負担が移転→**後転**
生産サイドの生産性向上による負担解消→**消転**

②課税ベース（所得課税、消費課税、資産課税）

○**所得課税**（所得税、法人税）

所得税・・・所得に対する租税：担税力格差是正のため控除措置がなされる（扶養控除、医療費控除など）

法人税・・・利潤に対する課税（比例税）

○**消費課税**（消費税、酒税、たばこ税、関税など）・・・負担が逆進的（担税力を考慮しないので、経済力が小さいほど負担が大きい）

○**資産課税**（相続税、地価税、有価証券取引税など）

③普通税と目的税

○**普通税**：一般的な財政支出にあてられる税（所得税、法人税）

○**目的税**：税収入の用途が特定されている税

都市計画税（地方税）→都市整備を目的

揮発油税・石油ガス税・自動車重量税（国税）

自動車取得税・軽油引取税（地方税）道路整備を目的

④権利主体

○**国税**：（大きい順：所得税、消費税、揮発油税）

○**地方税**：都道府県税－住民税、事業税、自動車税、不動産取得税等
市町村税－住民税、固定資産税、都市計画税（目的税）等

B

POINT CHECK

所得税、相続税、贈与税が累進課税であるが、法人税は比例税で一定率の課税がなされる。

2 シャープ勧告

コロンビア大学の財政学者 C. S. シャープを団長とする税制調査団が 1949 年に来日して、1949 年 8 月と 1950 年 9 月に連合軍最高司令官マッカーサーに提出した第 1 次および第 2 次の報告書のことである。敗戦後の日本の税制の根本的な改正と建直しを勧告した。

この時期にシャープ調査団が来日したのは、戦後の混乱や経済活動の収縮で徴税体制が弱体化し、税収が低下していたうえに、1949 年からいわゆる **ドッジ・ライン** が採用されて、その主要課題の一つが徴税強化だったにもかかわらず、ドッジ自身はこの件をほとんどすべてシャープらに任せることにしていたからである。勧告はすべての租税を論理整合的に体系化し、恒久的な税制を日本に定着させることを目的としている。そのために負担の公平と資本価値の保全を中心に据え、時々の経済政策のために税制を利用することのないようにするという方針で、全体を次のように構成する。

まず第 1 に、間接税をなるべく整理して直接税とりわけ **所得税中心の税制** とし、税務行政もそれを支えるように改善する。これは何よりも能力原則に基づく負担の公平を重視し、納税者の納税意識を高め、協力を勝ち得ることを目的としていた。

3 付加価値税（消費税）

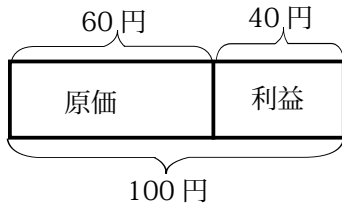
付加価値税

国民経済計算において・・・最終生産物の価値＝付加価値の合計

付加価値税：生産過程の各段階で課される税（間接税）・・・各生産段階での企業の売り上げと他企業から購入した額（仕入れ額）との差つまり付加価値に課される。

E C 型付加価値税（消費型付加価値税）・・・1960 年代、デンマーク、フランス、西ドイツなどで始まり、その後、欧州共通の間接税となる

* 日本の消費税は、消費型付加価値税と呼ばれる（製造、卸、小売の各段階の各事業者が直接的な納税義務者であり、その納税額は付加価値に応じた額となる。）



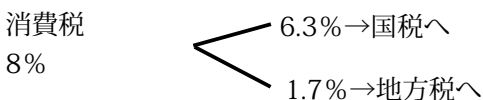
消費税は付加価値部分の 40 円に対して課税されるので $40 \times 8\% = 3.2$ 円となるが、消費者に各段階での税額が **転嫁** されるので $100 \text{円} \times 8\% = 8$ 円になってしまっている。

消費税は、商品の販売、サービスの提供及び輸入される貨物の引取りに対してかかる税金である。また、地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実などのため地方税源の充実を図る目的のものである。

消費税(国税)率 6.3%(現行)

地方消費税率 消費税額の 17/63

消費税と地方消費税を合わせた税率は 8% となる。

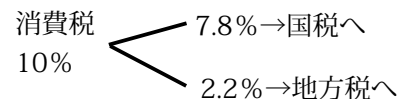


平成 29 年 4 月 1 日より、

消費税(国税)率 7.8%

地方消費税率 消費税額の 22/78

消費税と地方消費税を合わせた税率は 10.0% となる。



C

A

合格者アドバイス

消費税率は誤りやすいので注意

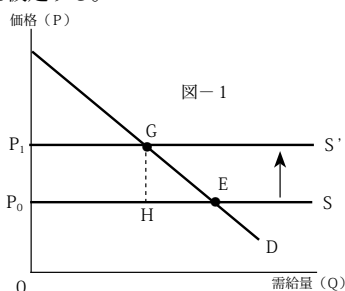
(さらに、国税に入った消費税のうち、22.3% は地方交付税交付金として地方に配分される)

5 ラムゼイの逆弾力性ルール

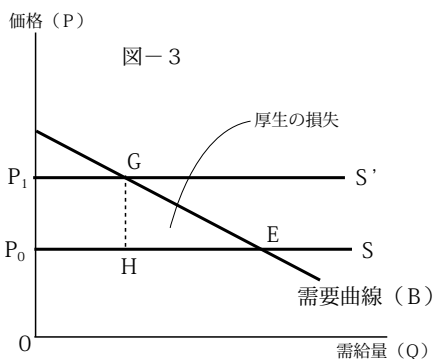
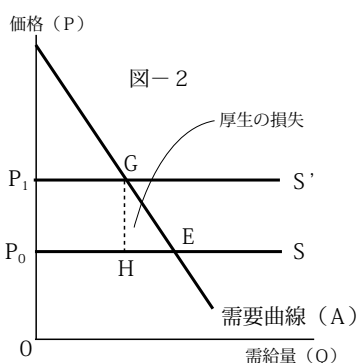
個別の財に対して間接税を課す場合、資源配分上の効率性を配慮し、最も望ましい課税形態とは厚生の損失を小さくするような課税形態であり、競争市場を前提に以下で説明する。

図-1では、消費者は右下がりの需要曲線(D)に従い、生産者は価格 P_0 のもといくらでも供給可能になるような横軸に水平な供給曲線(S)を仮定する。

まず、初期の均衡点をE点とし、間接税として、税額または税率が変化すると供給曲線が S' へシフトする。その結果、税収は四角形 P_1P_0HG 、価格は P_0 から P_1 へ上昇し、需給量の減少から、厚生損失として三角形 GHE を発生させる。



次に、一定の税収(四角形 P_1P_0HG)を確保することを条件に、2つの異なる価格弾力性の需要曲線(A-非弾力的)と(B-弾力的)における課税を行い、厚生損失の大きさを比較すると、図-2の需要の価格弾力性が小さい(非弾力的)の方が厚生損失が小さくなるという結果になる。

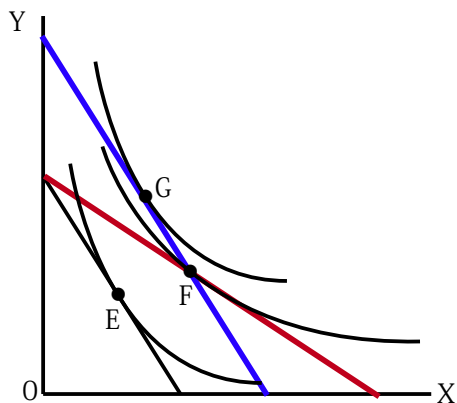


したがって、最も望ましい課税形態では、弾力性の小さい(非弾力的)な財は高い税率を課しても、厚生損失は小さいために資源配分上の問題は防ぐことができ、弾力性の大きい(弾力的)な財は厚生損失を発生させやすいため、低い税率によって資源配分上の問題を拡大させないことになる。

これは、ラムゼイ・ルールとよばれ、各消費財の税率が価格弾力性に逆比例するように課すように決定することを主張している。ここで、弾力性の小さい(非弾力的)財というのは、生活必需品のような財であり、高い税率が要求される。それに対して、価格弾力性の大きい財とは、ぜいたく品で低い税率となる。

つまり、ラムゼイ・ルールは資源配分上の効率性を指す上で有効だが、所得の低い層が中心の需要層である生活必需品に高い税率、所得の高い層が中心の需要層であるぜいたく品には低い税率を課すということは公平性の観点からは問題点が指摘されている。

6 一般補助金と特定補助金



補助金は政府が金銭を支給するものであるが、一般補助金と特定補助金に分類される。

特定補助金は、ある財に対する補助金である価格の下落と同じ効果が働く(E点→F点)、一方、一般補助金は所得が増大したことと同じ効果が働く(E点→G点)。

このことから、G点の方が効用が高く一般補助金の方が有用な補助金となることがわかる

(攻略!ミクロ経済学 P200~216と重複)

B

POINT CHECK

ラムゼー・ルール

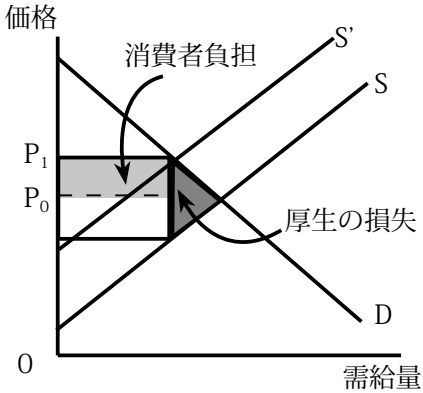
各財の税率は、価格弾力性に逆比例するように決定されるべきである。

B

7 租税の転嫁におけるその他の論点

(攻略!ミクロ経済学 P200~216と重複)

B

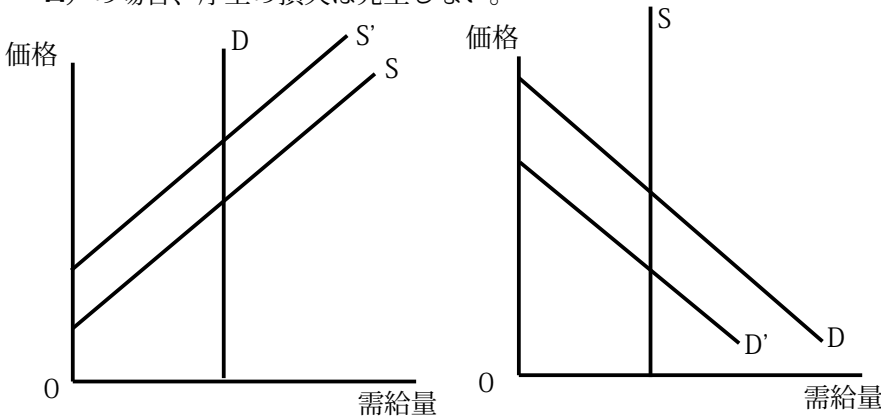


最初の課税負担が他の経済主体へ移転されていくことを転嫁といい、最終的な負担者への分配を帰着という。

例えば、右図において生産者が支払うべき間接税が課税前より課税後の方が価格が引き上がった分だけ消費者へ転嫁されていることがわかる。

これを「消費者転嫁」、「消費者負担」と表現される。

資源配分上の論点を鑑みれば、需要曲線または供給曲線が垂直（**弾力性ゼロ**）の場合、厚生損失は発生しない。



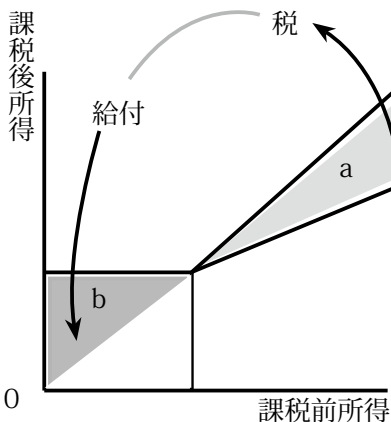
8 負の所得税

B

負の所得税は、公的扶助に関するテーマであるが、所得税の制度と密接に関係を持っている。これは、現行の制度が働かなくても公的扶助（生活保護）が受けられ勤労意欲を阻害するという欠点を補うものとしてフリードマンらによって提唱された。

現行の制度（最低所得保障）

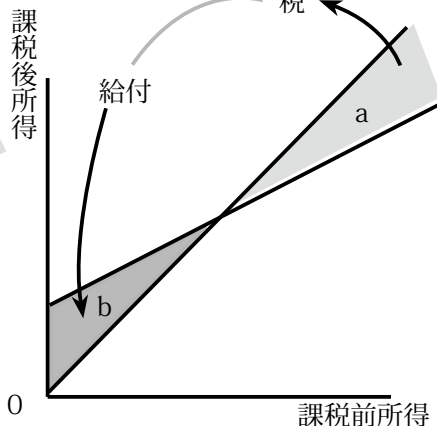
働かなくても一定額もらえる。



a: 税として徴収した部分
b: 給付として支払う部分

負の所得税

給付を含めると働いた方が所得は増大する。



a: 税として徴収した部分
b: 給付として支払う部分

STEP 8

これからは地方の時代？ 地方財政計画

学習のポイント

地方財政計画における歳入部分や地方交付税交付金が論点になる。
地方上級を目指す方は特に力を入れる分野である。

1 地方財政計画

| 区分 | | 平成 27 年度地方財政計画 |
|--------------|------------|----------------|
| 地方財政計画 歳入 | 1. 地方税 | 374,919 |
| | 2. 地方譲与税 | 26,854 |
| | 3. 地方特例交付金 | 1,189 |
| | 4. 地方交付税 | 167,548 |
| | (一般財源) | 570,510 |
| | 5. 地方債 | 95,009 |
| | うち、臨時財政対策債 | 45,250 |
| 6. 国庫支出金 | 130,733 | |
| 7. その他 | 56,458 | |
| 計 | | 852,710 |
| 歳出 | 1. 一般行政経費 | 350,589 |
| | 2. 給与関係費 | 203,351 |
| | 3. 公債費 | 129,512 |
| | 4. 投資的経費 | 110,010 |
| | 5. その他 | 59,248 |
| 計 | | 852,710 |

平成 27 年度地方財政計画

キーポイント

※地方財政計画は国の一般会計より規模が小さい。

※地方財政計画では地方税が歳入の4割を占める。

※地方財政計画では地方債が歳入の1割を占める。

※地方の長期債務残高（約200兆円）は国の長期債務残高（約800兆円）の4分の1である。

暗記数値

地方財政計画

85兆2710億円
前年度2.3%増

B

POINT CHECK

歳入の構成順はよく出題される。

- 1位 地方税
- 2位 地方交付税
- 3位 国庫支出金
- 4位 地方債
- 5位 地方譲与税

POINT CHECK

歳出の構成順

- 1位 一般行政経費
- 2位 給与関係経費
- 3位 公債費
- 4位 投資的経費

地方財政は約1,800の地方公共団体から構成されている。予算規模は国の一般会計を上回る規模である。

1 地方財政のしくみ

(1) 地方公共団体の予算制度

各地方公共団体ごとに一般会計と特別会計の範囲が異なっているため、地方財政の統一的な把握のために普通会計と公営事業会計という統一基準が設定されている

(2) 普通会計と公営事業会計

普通会計：一般会計＋公営事業を除く特別会計（国の一般会計に対応）

公営事業会計：地方公共団体の企業活動（公営企業）の収支

⇒独立採算制を基本原則として公共の福祉を本来の目的として活動する企業（上下水道、電気、ガスなど）

※歳出項目として、地域活性化のために、地方経済基盤化・雇用等臨時対策費0.8兆円、まち・ひと・しごと創生事業費1.0兆円計上している。

国家財政と地方財政の関係

(1) **国の役割**・・・国は、地方公共団体の間における地域格差（財源調達能力）を調整⇒財源の配分

(2) **地方交付税**・・・国の一般会計から、各地方公共団体の財源不足等に対応して、国から交付税及び譲与税配布金特別会計を通じて地方に交付される使途制限のない一般財源。

①**機能**・・・地方公共団体の財政力格差の調整、均等化して地方財源を保障

②**地方交付税の原資(財源)**・・・**所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税**

* 平成 26 年、27 年にたばこ税が交付金財源から外された。

** 地方交付税の総額は、**所得税・法人税の 33.1%(平成 27 年度から)**、**酒税の 50%(平成 27 年度から)**、**消費税の 22.3%(平成 26 年度から)**、**地方法人税の全額(平成 26 年度から)**とされる（地方交付税法第 6 条）。地方交付税交付金の配分には恣意性はなく、各地方公共団体の**財政力指数**に応じて交付される。

暗記法→ 所得の良い酒井法子が飯を食べた。
 所得税 酒税 法人税 消費税

(3) 地方譲与税

それぞれの法律の目的と経緯に基づき、経済合理的であるがゆえに国税として徴税した五種類の租税を、道路の延長・面積などの客観的基準によって地方公共団体に譲与するもので、使途制限のない一般財源である。

(4) 国庫支出金

国が使途を指定して、地方公共団体に交付する補助金、負担金、補給金などのこと

<事業の対象> 公共事業、社会保障、教育など幅広い分野に及ぶが、普通建設事業への支出が最も多い。

3 地方政府の財源

(1) 一般財源と特定財源

一般財源：使途が特定されず、どんな経費にも使用できる財源で、地方税、地方交付税、地方譲与税などからなる。 * 地方税収も国税収入と同様に直接税中心である。

特定財源：使途が特定されている財源で、国庫支出金、地方債がある。

(2) 自主財源と依存財源

自主財源：地方公共団体が自主的に徴収できる財源 ⇒地方税、使用料、手数料

依存財源：国の中央政府の意思決定によって決まる財源 ⇒地方交付税、国庫支出金、地方譲与税

(3) 地方税の税目(普通税と目的税)

普通税・・・一般的な財政支出にあてられる税で、都道府県民税、市町村民税（両者を合わせて住民税という）、事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税など（地方税のうちの約 9 割）

目的税・・・税収入の使途が特定されている税
 入湯税、都市計画税、国民健康保険税など

A

合格者アドバイス

地方交付税はよく出題される。キーワードは、「歳入の 2 割」、「東京都はもらっていない。」等。

地方交付税：都道府県で不交付団体は東京都のみ。市町村では 54 の自治体が交付を受けていない。具体的には、三鷹市、立川市、鎌倉市、藤沢市といった首都圏の自治体が多い。また刈谷市、豊田市などトヨタ関連の工場が多く、固定資産税の収入が多いことが要因となっている。このほか、青森県の六ヶ所村や茨城県の東海村など、原子力施設が多数建設されている自治体でも、不交付団体が目立つ。

合格者アドバイス

「一般」と「特定」「普通」と「目的」という言葉は間違えやすい。

※地方税の占める割合は、市町村税のほうが都道府県税よりも大きい。



(4)地方債の発行

地方財政法第5条によって、「地方公共団体の歳出は、原則として地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない」と定められているが、続く但し書きにおいて、以下の財源としての発行が認められている。

- ①交通事業・ガス・水道事業など公営企業の経費
- ②出資金・貸付金
- ③地方債借り換え
- ④災害応急事業費・災害復旧事業費・災害救助事業費
- ⑤公共施設または公用施設の建設事業費

起債（地方債の発行）にあたっては、平成17年までは、都道府県が地方債を発行する場合は総務大臣の許可、市町村が発行する場合は都道府県知事の許可が必要であった。しかし、地方の自主性を強化するために、平成18年から都道府県と政令指定都市は国（総務大臣）と市町村と特別区は都道府県（知事）との事前協議制度へ移行した。つまり、協議制度のものとは、国や都道府県の許可がない場合でも発行が可能になる。ただし、一定以上を超えるような財政難の公共団体が発行する場合には総務大臣等の許可を受けなければならない。

さらに、平成24年度には、地域の自主性を高めるために、財政状況に一定の基準を満たす地方公共団体については、原則として、起債（地方債の発行）にあたって協議を不要とし、事前に届け出ることによって起債ができる事前届出制が導入されている。

B

合格者アドバイス

許可→事前協議制度
度→事前届出制へ
移行している。

